



## 託送供給等特例認可申請書

北電業託第1号  
平成30年9月10日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地  
北海道電力株式会社  
代表取締役社長 真弓 明彦

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類	接続供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。
	住所	同上
	受給受電場所	同上
	場所供給場所	同上
供給電力	同上	
供給電圧	同上	
電気方式及び周波数	同上	
料金その他の供給条件の内容	同上	
供給開始年月日及び有効期間	同上	

## 料金その他の供給条件の内容

平成 30 年 9 月 6 日に発生した平成 30 年北海道胆振東部地震により当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生し、災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用する。

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の平成 30 年 8 月（支払期日が 9 月 6 日以降となるものに限る。），9 月および 10 月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（平成 29 年 3 月 1 日付け 20161031 資第 53 号認可。以下「託送約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず、各々 1 か月間延長する。
- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、託送約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、免除する。
- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで、当社との需給契約を廃止し、または

契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが平成 31 年 3 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款 69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが平成 31 年 3 月末日までに行なわれたときは、託送約款 72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款 18（料金）の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを平成 31 年 3 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および 65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものとする。

(添付書類)

## 電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする  
理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

平成 30 年 9 月 6 日に発生した平成 30 年北海道胆振東部地震により、電気の使用者に多大な被害が発生し、下記の市町村に災害救助法が適用されました。

このような状況を踏まえ、被災された電気の使用者の負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町村において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしました特例認可申請するものであります。

### 記

#### 災害救助法が適用された市町村

札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帶広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、土別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、石狩郡当別町、石狩郡新篠津村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、龜田郡七飯町、茅部郡鹿部町、茅部郡森町、二海郡八雲町、山越郡長万部町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町、檜山郡厚沢部町、爾志郡乙部町、奥尻郡奥尻町、瀬棚郡今金町、久遠郡せたな町、島牧郡島牧村、寿都郡寿都町、寿都郡黒松内町、磯谷郡蘭越町、虻田郡ニセコ町、虻田郡真狩村、虻田郡留寿都村、虻田郡喜茂別町、虻田郡京極町、虻田郡俱知安町、岩内郡共和町、岩内郡岩内町、古宇郡泊村、古宇郡神恵内村、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡仁木町、余市郡余市町、余市郡赤井川村、空知郡南幌町、空知郡奈井江町、空知郡上砂川町、夕張郡由仁町、夕張郡長沼町、夕張郡栗山町、樺戸郡月形

町，樺戸郡浦臼町，樺戸郡新十津川町，雨竜郡妹背牛町，雨竜郡秩父別町，雨竜郡雨竜町，雨竜郡北竜町，雨竜郡沼田町，上川郡鷹栖町，上川郡東神楽町，上川郡当麻町，上川郡比布町，上川郡愛別町，上川郡上川町，上川郡東川町，上川郡美瑛町，空知郡上富良野町，空知郡中富良野町，空知郡南富良野町，勇払郡占冠村，上川郡和寒町，上川郡剣淵町，上川郡下川町，中川郡美深町，中川郡音威子府村，中川郡中川町，雨竜郡幌加内町，增毛郡增毛町，留萌郡小平町，苦前郡苦前町，苦前郡羽幌町，苦前郡初山別村，天塩郡遠別町，天塩郡天塩町，宗谷郡猿払村，枝幸郡浜頓別町，枝幸郡中頓別町，枝幸郡枝幸町，天塩郡豊富町，礼文郡礼文町，利尻郡利尻町，利尻郡利尻富士町，天塩郡幌延町，網走郡美幌町，網走郡津別町，斜里郡斜里町，斜里郡清里町，斜里郡小清水町，常呂郡訓子府町，常呂郡置戸町，常呂郡佐呂間町，紋別郡遠軽町，紋別郡湧別町，紋別郡滝上町，紋別郡興部町，紋別郡西興部村，紋別郡雄武町，網走郡大空町，虻田郡豊浦町，有珠郡壮瞥町，白老郡白老町，勇払郡厚真町，虻田郡洞爺湖町，勇払郡安平町，勇払郡むかわ町，沙流郡日高町，沙流郡平取町，新冠郡新冠町，浦河郡浦河町，様似郡様似町，幌泉郡えりも町，日高郡新ひだか町，河東郡音更町，河東郡士幌町，河東郡上士幌町，河東郡鹿追町，上川郡新得町，上川郡清水町，河西郡芽室町，河西郡中札内村，河西郡更別村，広尾郡大樹町，広尾郡広尾町，中川郡幕別町，中川郡池田町，中川郡豊頃町，中川郡本別町，足寄郡足寄町，足寄郡陸別町，十勝郡浦幌町，釧路郡釧路町，厚岸郡厚岸町，厚岸郡浜中町，川上郡標茶町，川上郡弟子屈町，阿寒郡鶴居村，白糠郡白糠町，野付郡別海町，標津郡中標津町，標津郡標津町，目梨郡羅臼町

以上